

日常生活用具のストマ装具の基準額を一部増額しました

本市では、障害者(児)が使用するストマ装具の購入費用の一部を助成しています。令和7年度10月から、ストマ装具の支給基準額を一部増額いたしました。

1. 対象者要件

身体障害者手帳(ぼうこう又は直腸機能障害)を所持しており、身体障害者手帳申請時に提出された診断書において、ストマ造設していることが確認できる方。

※ぼうこう、直腸機能障害の両方で認定され、尿路系、消化器系それぞれストマ造設されている方や尿路系又は消化器系でストマを2か所造設されている方については造設されている穴の数が助成対象となります

2. 改正点

令和7年10月より、消化器系ストマ装具(月額:10,000円)で支給決定されている方について、医師意見書により尿路系ストマ装具(月額:13,000円)の必要性が確認できた場合は、1穴につき月額3,000円増額支給します。

※新規で支給決定される方についても同様です

例)イレオストミーで消化器系ストマ装具の支給決定を受けているが、固形便ではなく水様便のため、尿路系ストマ装具使用の必要がある方 等

3. ストマ装具支給基準額

品目		基準額
ストマ装具	消化器系	10,000円(月額)
	尿路系	13,000円(月額)

助成の詳細な条件やご不明な点等につきましては、下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ

船橋市役所障害福祉課 日常生活用具担当

T E L:047-436-2309

F A X:047-433-5566

MAIL:shogai-sodan@city.funabashi.lg.jp